

和歌山大学における知的財産の取扱い指針

1. 基本的な考え方（知的財産ポリシー）

（1）和歌山大学の責務

和歌山大学（以下「本学」という。）は、「知の拠点」として社会に貢献する責務を有する。

- ① 学問の継承・深化・発展
- ② 新規学問分野の創成
- ③ 創造性豊かな人材の育成
- ④ 知的活動の成果の社会への還元

この考え方にに基づき、本学が既に保有又は今後創造する知的財産を社会に広く発信し社会の発展と安定に寄与する責務を有する。

従って、本学は地域のリーダーとしてより一層の貢献を行い、社会との連携を主体的・組織的に進め、社会の信頼と尊敬を得られる学問の府たり得ることが重要である。

（2）「知的創造サイクル」の構築

教育研究活動を積極的に推進し、その成果を論文公表や学会発表等の手段により公表することが本学の第一義的責務と考える。しかし、教育研究活動によって誕生した知的資産を権利化することもまた、本学の主要な社会貢献策の一つである。

本学の教育研究活動の成果を権利化することにより、本学が創造した知的財産の活用を広く社会に促すとともに、権利使用権の提供によって得られた対価を新たな教育研究の源泉とする知的創造サイクルを構築していく。

（3）正当な対価の保障

活用可能な知的財産を職務発明等として創造した教職員等に対し、適正な対価を保障する等のインセンティブを付与し、知的財産の創造と活用を奨励する。

（4）知的財産の管理・活用

本学は、本学が承継した知的財産を一元的に管理し、知的財産の活用を図る。知的財産権の実施は、原則公開とする。ただし、知的財産の独占的な実施を求める機関等がある場合には、社会への還元における有効性を判断したうえで、独占的な実施権の付与を可能とする。

また、本学の保有する知的財産権について権利の確立後も適宜見直し評価を行い、活用の見込みのない知的財産権は放棄や譲渡等の処分を行う。

（5）技術移転機構（TLO：Technology Licensing Organization）との連携

本学は大学の知的財産に係るマネジメントや業務上の豊富なノウハウを保有している技術移転機構との連携を強化し、知的財産の活用を推進する。

（6）教育と啓蒙

「知的創造サイクル」の構築のためには、知的財産に対する正しい知識と深い理解

が不可欠であり、このため本学は、学生を含む教職員等に対して、知的財産の保護・育成に関する教育と啓蒙を積極的に推進する。

2. 知的財産の定義、ポリシーの対象者及び職務発明

(1) 知的財産、発明者等の定義

本ポリシーにおける「知的財産」は、次のいずれかを指す。

- ① 発明
- ② 考案
- ③ 意匠
- ④ 商標
- ⑤ 回路配置
- ⑥ 植物品種
- ⑦ 著作物

また、「発明者等」とは知的財産を創造した個人又は組織を指す。

(2) ポリシーの対象者

本ポリシーの対象者は、次に示す「教職員等」である。

- ① 本学の教職員・臨時職員
- ② 本学が雇用する者であって、雇用に当たりその者が創造する知的財産に係る権利に関する契約がなされている者

(3) 職務発明の定義

「職務発明」とは、教職員等が本学の業務範囲に属する教育研究活動の過程で創造した次のいずれかに該当する知的財産をいう。

- ① 本学が費用その他の様々な支援を行ったもの。
- ② 本学が特別に措置した施設・設備その他資源を利用して行ったもの。

3. 知的財産の取扱い

(1) 職務発明の届け出

教職員等は、職務発明に該当すると思われる知的財産で知的活動の成果の社会への還元として有益であり、かつ権利化する必要があると判断したときには、所定の様式により速やかに本学に届け出なければならない。

(2) 知的財産の原則機関帰属

本学が管理・活用することにより、社会貢献につながるものと判断した職務発明に係る全ての権利は、教職員等から本学に承継され、本学に帰属する。

ただし、権利化が困難なもの、利活用等の展望が開けない等特別の事情があると本学が認めるときは、知的財産に関わる権利の一部又は全てを発明者等自身に帰属させることができる。

(3) 知的財産の権利化及び権利の承継

- ① 本学は、職務発明の届け出があったときは、権利化の可否について、「知的財産管理室」が決定する。
- ②(a) 知的財産の権利化を検討するに際しては、外部の機関・専門家の意見を参考に、次の観点を考慮して評価を行う。
 - ア. 知的財産権の成立要件（権利化の可能性）
 - イ. 社会での利活用の要件（実用化の可能性）
- (b) (a)に関わらず、知的財産の移転先が決定している場合或いは本学教職員によるベンチャービジネスでの利用の可能性等を考慮し、大学として独自に評価を行うことがある。
- ③ 外部の機関・専門家には技術移転機構等、しかるべき機関・専門家を選定する。
- ④ 知的財産の利活用等の展望が開けないため、本学として知的財産の権利化を断念し、取り下げ、放棄するに際しては、発明者等の希望により当該知的財産に係る権利を返還することができる。
- ⑤ 本学に承継された知的財産については、外部の機関・専門家を通じて速やかに権利化に係る諸手続を行う。
- ⑥ 本学は、本学学生、法人及び国からその所有する知的財産権を本学に譲渡する旨の申し出があったときは、「知的財産管理室」の判断を経て承継することができる。ただし、判断に当たり外部の機関・専門家の意見を聞くものとする。

(4) 対価の補償

本学は知的財産を承継又は所有したとき及び知的財産権の実施又は処分により収益を得たときは、当該知的財産権に係る知的財産を創出した教職員等に対し、次に掲げる補償金を支払うものとし、補償金の額は別に定める。

ア 出願補償金：出願したときに支払う補償金

イ 登録補償金：権利が登録されたときに支払う補償金

ウ 実施補償金：知的財産権の実施又は処分により収益を得たときに支払う補償金

(5) 異議の申し立て

教職員等は、知的財産の権利化に関する本学の決定に異議があるときは、速やかに、所定の様式により、異議を申し立てることができる。

知的財産部門は、異議の申し立てがあったときは外部の機関・専門家の意見を聴取した上で異議申し立ての可否を決定し、速やかに異議申立人に通知する。

4. 学生の創造に係わる知的財産

本学学生が本学指定プロジェクトに参画し、本学の費用または施設・設備その他の資源を利用して創造した知的財産については、同プロジェクト参加時に学生との間で個別に契約を締結することにより、本学は知的財産に関わる権利を承継することがで

きる。

5. 共同研究及び受託研究における権利の帰属

(1) 共同研究及び受託研究の推進

本学は、産学官連携による共同研究・受託研究に積極的に取り組む。共同研究及び受託研究は、別途本学が定める「国立大学法人和歌山大学共同研究取扱規程」及び「国立大学法人和歌山大学受託研究取扱規程」の定めに基づき実施する。

(2) 共同研究の成果の取扱い

- ① 研究成果としての知的財産の取扱いは契約に盛り込む。
- ② 教職員等と共同研究相手方双方の着想と創意によって創造された知的財産については、それぞれの研究者の貢献度、費用分担等を踏まえて、各所属機関の権利の持ち分を決定し、別途締結する契約にしたがって権利化するものとする。権利化の手続きおよび維持管理に要する費用は、持ち分割合に応じて負担するものとする。

(3) 受託研究の成果の取扱い

研究成果としての知的財産の取扱いは契約に盛り込む。

6. 教職員等および学生の守秘義務

(1) 教職員等の責務

- ① 教職員等は、知的財産に係る守秘義務を誠実に遵守する責務を有する。
- ② 教職員等は、教育サービスの受益者としての学生をどのように位置づけるかについて、教育研究という目的との関係を念頭に置きつつ情報の適正な管理に配慮する。

(2) 学生の責務

本学指定プロジェクトに係る学生は、プロジェクトに係る守秘義務を誠実に遵守する責務を有する。

(3) 共同研究等における守秘義務

外部機関との連携活動に当たっては、外部機関と本学の双方は機密保持に関する契約または覚書を結び遵守することにより、連携の実効性を高める。

7. 財政基盤の整備

本学は知的財産の保護、活用のための財政基盤を整備する。

8. 利益相反及び責務相反

本学は、健全な知的財産の社会還元を図るため、別途利益相反・責務相反ポリシーを定め、利益相反・責務相反ポリシーマネージメントのための体制を整備する。